

2023年5月10日

参議院決算委員会 省庁別審査 会議録抄 (財務省・経済産業省・金融庁)

○鬼木誠 立憲民主・社民の鬼木誠でございます。

今ほど野田委員の方から、エネルギー政策に関する質問ございました。私からも、関連をして幾つかエネルギー政策についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っています。

本日午前中の本会議においても、我が会派の田島議員の方から、規制委員会、規制庁、規制委員会に対する経産省の働きかけについて問いがあったところでございますが、今年の二月の十三日、原子力規制委員会の臨時会合において、原発運転期間について、現行の原則四十年、延長して最長六十年というルールを変えると、そのことが決定をされ、原子炉等規制法の改正方針が決定をされたというふうになっています。その際、委員の一人が反対をされた、石渡委員という方が反対をされた。しかし、これまで少なかった多数決での決定という方法をあえて取って、異例というふうに報道されておりましたけれども、異例とも言える多数決での決定をしながら、今申しましたように法改正がなされていった、決定がなされていった。その際、賛成をされた委員の方からも議論をせかされた、急がされたというような発信、発言があった、そのような報道もなされたというふうに報道されています。

僕は、やっぱり今回のこの規制委員会の議論の進め方というのはかなり拙速に進められたのではないかというふうな印象を持っている。そして、この拙速さの裏側には経産省からの強い働きかけがあった、これ当初からそういう報道、取り沙汰されていたわけですね。国内において四十年、六十年というものを近々迎える原子炉というのはありません。つまり、規制委員会としては、この四十年、六十年ルールを急いで議論をしてルール変更する必要は僕はなかったと思っています。

では、なぜ拙速とも言える日程感、スケジュール感の中で規制委員会が議論を急がなければならなかったのか。それは、政府の原発の高経年化、そして、新たな原発の建設開発を盛り込んだ基本方針、それを閣議決定をする、その閣議決定の前に規制委員会としても結論を出してほしかった、炉規法の改正をしてほしかった。そういう日程感、スケジュール感で経産省が規制庁、規制委員会に対して働きかけを行ったのではないか。政府方針に、言わば規制委員会としてもお墨付きを与えてほしかった、そのように思えてならないわけです。

規制委員会の事務方である規制庁、そして経産省が、これまでの間複数回、いわゆる情報交換していたというような報道も繰り返さされているところがございますけれども、一連の経緯、経過を踏まえまして、このような情報交換の場でのどのようなやり取りがなされたのか。そのことを、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

○松山泰浩 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 お答え申し上げます。

今国会に今原子力、既存の原子力の運転期間に関する規律の在り方を含めましたGX電源法、脱炭素電源法の提出をさせていただきまして、今御審議頂戴しているところがございますけれども、これは脱炭素を実現するということが結局どう実現するかという観点から、昨年七月二十七日、第一回のGX実行会議というのがございました。その際に岸田総理から、原子力発電所の再稼働とその先の展開策など、具体的な方策について政治の決断が求められる項目を明確に示してもらいたいという御指示を頂戴したところがございます。

これを受けまして、経済産業省といたしましては、この総理の御指示を速やかに具体化していかなければならないということから、原子力をめぐる関係省庁というのは多岐に、多くのところにまたがるものですから、関係省庁に対して情報の提供と連携を進めてまいったところがございます。

今委員の方から御指摘のございました、原子力規制委員会の事務局であります規制庁とのやり取りでございますが、盛んにいろいろなところで御指摘頂戴しておりますけれども、恐らくこの具体化の中でのやり取りのことだと認識して申し上げてまいりますと、昨年の七月二十七日以降十月五日までの間に、規制庁と資源エネルギー庁の双方の事務方の中で計七回の面談を行っているところがございますけれども、私ども経済産業省としましては、総理の御指示を頂戴しました検討の項目の一つに、原子力発電所の運転期間をどうするかという議論がございましたので、令和二年七月に原子力規制委員会がお示しになった、運転期間の定めは利用の在り方に関する政策判断との見解がございましたので、これを踏まえたものとして、利用政策の観点から原子力発電所の運転期間について私どもとしては検討していこうということを考えたところがございます。

それに際しましては、現行の原子炉等規制法に基づく規制との間での整理が必要になってくるわけがございますので、私ども、これを検討を進めていくに当たりまして、令和二年七月の原子力規制委員会が出した見解の内容等の確認、運転期間に係る利用政策の観点からの、私どもの方の検討状況の情報提供、こういったものについて規制庁の事務方との間で情報の共有を行ったものがございます。

○鬼木誠 ありがとうございます。

その際に、四月十日の共同通信の記事では、この情報交換や面談の際、今おつ

しゃっていただいたような意見交換がなされたというふうに思うんですけども、例えば、規制委員会が提案者とならない法構成が必要というようなメモであるとか、安全規制が緩んだように見えないことも大事というようなメモであるとか、いわゆる経産省の論点を記録したメモがあったというふうにも記載は、記事の中にはあるところがございます。

今おっしゃっていただいた、御回答いただいたように、利用する側としての観点から議論をしていく、あるいは意見をすり合わせをする、そして炉規法との整理が必要だということについては理解をするわけですけども、ただ、それでもやっぱり、申し上げましたようなメモの存在も含めまして、やっぱり経産省としては早い段階から炉規法改正を規制庁、規制委員会としてもゴーサインを出すような働きかけを積極的に行っていたんではないかと、そのような疑念が生じるわけです。

この点について、もう一度お答えをいただけますでしょうか。

○松山泰浩 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、運転期間をめぐる規制の在り方ということについての新しい形での制度の設計ということについて今回法案として作成し、提出しているわけでございます。これは、第一回のGX実行会議の総理の指示を踏まえた上での検討、この中で、委員から御質問頂戴しているような、お尻を切っていくまでにとすることで両者の間でお話をしていることは一切ございませんし、そういうものには踏み込んだことは一切我々もやるものでもございません。

他方で、現行の規制の中では、原子炉等規制法の中で規制がなされています。今回、運転期間というものを、新規制基準への適用と、適合審査という観点と、その審査がなされた上でどこまで使っていくかと、発電所の利用としてのエネルギー政策としての観点と、これを原子炉等規制法と電気事業法に再度整理し直すというのが今回の法制度の御提案の内容なわけでございますが、そうなりますと、現行の原子炉等規制法の中においてどのような形で検討することが必要になるだろうかということについて、これは規制当局である規制委員会、規制庁との間で問題意識を共有して検討を進めていただくことが必要なのではないかと私どもは思っていたわけございまして。

御指摘頂戴しましたメモの類い、これは大臣の方からも、書き方について、提示の仕方についてはもっとしっかりと考えた上で対応するよという指示を頂戴しておりますけれども、私どもとしては、この総理からの指示を踏まえた検討を担当省庁の下でしっかりと進めていく必要がある、この問題意識を共有するという観点から、甚だその時点においては生煮えの段階ではございましたけれども、私どもの中で検討している課題のようなものを共有しているものでござ

ざいます。

ただ、改めて申し上げますが、そのことが規制当局における規制の内容において、ついて、若しくはその規制についての検討の時間軸について、私どもの方から御意見、若しくは申し入れていることは一切ございません。

○鬼木誠 やっぱり時期とタイミングというのが国民の皆さんにどう映っているかということなんですよね。

で、原発政策、僕はやっぱり大転換だというふうに思っていますけれども、その法改正の前段に規制する側の規制庁と利用する側の経産省が少なくない頻度で情報交換をしていたと。もちろん、中身については、おっしゃったように、一切規制委員会の、あるいは規制庁の判断を経産省としてコントロールをするものではないというふうにはおっしゃいますけれども、ただ、これも報道ですけれども、利用する側が改正条文案まで作成をして、それを示したこともあると、そのようなどころまで報道されている。

そうすると、先ほどお話をしましたように、その一連の経緯、経過、中身が国民の皆さんの規制そのものに対する不信、疑念というところにつながったのではないか。そこはやっぱり十分に経産省として、あるいは資源エネルギー庁として受け止める必要があるのではないかというふうに思っています。恐らく、先ほども申しましたように、規制委員会が通常にはないスケジュール感と決定方法の中で今回の炉規法改正を大きく踏み込んで変えていったということが、その結果に一連の経緯、経過につながった、そこに関係性はないというふうに思う国民の皆さんの方が少ないんじゃないかと思うんです。そこは繰り返しになりますけれども、十分に受け止めていただきたいというふうに思っています。

何より、この間御指摘をさせていただいておりますように、やっぱり東電の福島第一原発事故そのものを受けて、その反省と教訓の上に立って運転期間のルールというものが炉規法の中に定められた、そして二度とあのような大きな事故を起こさない、そのような決意に向けて原発の利用政策側である経産省から独立をした機関として規制委員会、規制庁というのが設けられたと、そこがやっぱりどう今回の一連の経緯、経過の中で、やっぱりそのことに対して疑義が生じたわけです。本当に反省していたのか、本当にあの大事故を二度と起こさないという覚悟、決意の下に規制委員会の規制というのがこの間行われてきたのか、そこまで疑念が広がっているということも踏まえて考えていただきたいというふうに思っています。そういうことが規制委員会の独立性が毀損をされたというふうにおっしゃる方を生んでいるということ、そういう発信があるということについてもあえて付け加え、御指摘をしておきたいというふうに思います。

その上で、申しあげましたように、規制委員会の独立性に対する疑念と不信、あるいは規制そのものに対する不信と疑念ということについて、改めてそのよ

うな疑念を抱いていらっしゃる国民の皆さんに対して、大臣としての御見解、さらには利用と規制の分離の在り方についてどのようにお考えになっているのか、是非お聞かせをいただきたいと思えます。

○西村康稔 経済産業大臣 御指摘の原子力の利用と規制の分離でありますけれども、これはまさに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓として、当時民主党政権でありましたけれども、利用と規制を完全に分離しようということでございました。それまでは、経済産業省において、通産省時代も含めて利用も規制も一緒に行っていましたので、やはり甘えがあった、厳格な規制ができなかったという面があったものというふうに思いますし、その反省の上に立って原子力規制委員会、独立した規制委員会を設置をし、利用と規制を分けるという法制を取ったわけであります。

そして、その後、令和二年七月に、原子力規制委員会から、この運転期間の話は、期間の話については、利用政策の観点であって、規制委員会が物を言うべき趣旨のものではないという、そういう内容の見解が示されました。そのとき以降、法律上に、法律上でどうこの利用と規制をもう一度しっかり整理をするのか、つまり、きちんと利用と規制を整理するというを法制上やらなきゃいけないんじゃないかということがある意味で課題であったわけであります。

この間、様々な議論をしてまいりましたけれども、経済産業省においても、この規制委員会のそうした見解が公表されたことを踏まえて検討を進めている中で、御指摘のように不用意なメモや生煮えの案を提示をしたり、私からも指導したところでありますけれども、そうしたことで御指摘のような誤解を招くようなこともあったかというふうに思います。

その意味で、事務的にはいろいろやり取りはやっていますし、そして経産省の法律を変えるときに、その炉規法、規制委員会の持っている法律にも影響を与えてしまいますので、こういう影響があるよという趣旨で、相互の参考として私どもの考えていることの検討状況を情報共有したものであるということであります。

したがって、何か具体的にその規制の在り方について意見を言ったり、何か申入れをやったようなことは、これは一切ございません。このため、御指摘のような法改正を指導したということには、御指摘は当たらないわけでありまして、むしろ令和二年の規制委員会の見解が起点となって今回の法改正につながっているということがございます。是非、この点御理解をいただければ有り難いというふうに思います。

○鬼木誠 御丁寧にいただきまして、ありがとうございました。

僕は、やっぱりその最後におっしゃった令和二年の規制委員会の見解そのものがおかしいというふうに思っているんです。いわゆる規制する側が運転期間については利用する側で決めていいよということそのものがやっぱり国民の感

覚からするとずれているというのがあるんですね。ただ、そのことは今日は指摘をしません。ここへ置いておきます。ただ、先ほど来お話をいただいたように、やっぱり生煮えであったりあるいは不用意なであったりということ、今回の一連の経緯、経過の中で、まさに大臣御答弁いただいたような点が国民の皆さんに対して不信や疑念ということにつながっていった。

僕は、情報交換必要なときはしていいと思うんです。一切会うなと言うつもりはありません。ただ、先ほどもお話、御指摘をしたように、規制する側と利用する側という双方の立場があるわけですから、そこは十分に踏まえた情報交換の一定のルールが必要ではないか、あるいは何をどう話したのかというようなことがオープンにならなければならないのではないか。とりわけ利用する側にはそのような問題意識を持った慎重な面談、意見交換ということが必要ではないかというふうに思いますので、そのことはあえて御指摘をしておきたいというふうに思います。

その上で、申し上げました運転期間の今度は利用する側としての考え方についてでございます。

四十年、六十年ルール、近々超えるものはないというふうにお話をしましたが、この間の各種委員会の議論の中では、原子炉については運転停止中でも劣化をしていくというようなことが答弁でなされている。脆化、もろくなったり、劣化、劣っていくということについては、原子炉止まっても起こるんだというようなこと、これ山中委員長もたしかお答えになっていたというふうに思います。

そもそも物質の脆化、もろくなるということについてのその程度を正確に把握をすることは難しい。どれが、この物質がどの程度もろくなっているのか、どの程度劣化をしているのかというのを正確に測るということが難しい、そのように言われている。もろくなったものはいきなり崩れることだってあり得る。いつ崩れるのか、いつ機能不全を来すのかは正確に分からない。現在の科学的な知見や技術では高経年化した原子炉の危険性の検知や安全性の判断には、私は限界があるのではないかというふうに思っています。

規制委員会山中委員長も、規制についてリスクゼロではない、事故を完全に防ぐものではないというような趣旨の御答弁もなさっている。そういう意味では、このような科学的なといいますか、あるいはこの間の経験値にのっとなって、経産省としても運転期間についての認可については、やっぱり慎重の上にも慎重を期して判断をしていく必要があるのではないかというふうに思っています。

この運転期間の四十年、六十年を超えるものに対する認可について、経産省としてどのような点に留意をしながら御判断をされると考えていらっしゃるのか、是非その点についての御見解をいただきたいと思います。

○松山泰浩 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 お答え申し上げます。

今回御提案を申し上げます。運転期間についてをめぐり関係諸制度の再整理の御提案でございますけれども、今回は、現行の原子炉等規制法における運転期間に係る規定というものを利用という観点と規制という観点から改め峻別し、前者を電気事業法で、そして後者について原子炉等規制法という形で再整理するものでございます。

今委員から御指摘いただいたようなこの安全性に係るものに関するものは、一義的にはこの原子炉等規制法の中で規定がされていくわけでございますが、ですので、そういう意味で申し上げますと、先ほど御指摘頂戴しましたように、私もその利用の政策の観点から、安全規制の在り方そのものについてここでコメントすることは控えさせていただきたいと存じますけれども、いずれにいたしましても、今回御提案している法案の中では、高経年化炉に関する安全性の技術的観点に関しては、原子力規制委員会において別途検討がなされた結果、原子炉等規制法において、運転開始から三十年を超えて運転しようとする場合には十年以内ごとに設備の劣化に関する技術的評価を行い、長期施設管理計画の認可を要するという、今までに比べますとより厳格な確認を行う制度が創設されるものと承知しているところでございます。

その上で、この原子炉等規制法に基づく規制をクリアした、それで審査で認可が下りたものについてどこまで使っていくかというのが利用政策の観点で、電気事業法の認可の中で審査するものになるわけでございますが、その際には、事業者の法令遵守の体制など、利用政策の観点から審査を行うことを想定しているわけでございますが、委員御指摘のように、厳格にその事業者がしっかり実施できていくかどうか、この法令の、法案が成立いたしますれば、その施行に向けて基準をしっかりと定めて審査体制を整え、しっかりとした審査を行っていきたいと考えてございます。

○鬼木誠 ありがとうございます。

やっぱり事故に対する認識の甘さ、あるいは不十分さというものが重大事故を引き起こしていく、これは原発に限らずです、というのが共通の経験値だろうというふうに思っています。

そういう意味では、やっぱり原子力発電所に関して、私は安全神話というものを再構築をしていくということにつながりかねないような議論というのは、やっぱり危機感を持って捉えているということ、そのような観点から、GX電源法や原子力基本法の見直しについては、の法の改正についてはやっぱり反対をするという立場をお伝えをしておきたいというふうに思います。

次に、福島第一原発の燃料デブリの取り出しについてお尋ねをしたいというふうに思います。

今年の三月の三十日、福島一号機の原子炉の真下にロボットを入れた調査というものが事故後初めて行われました。内部の詳細な状況が明らかになったと。

これまでもデブリの取り出しについては技術的にかなり難しいということが言われてきたところがございますけども、内部の状況がより鮮明になったことで、今までの想定よりも困難さ、より困難ではないかというような声も上がっている。

三月の三十一日、朝日新聞では、原子炉設計工学の東京都市大学の高木教授という方がコメントを寄せていらっしゃいます。大きな塊は小さく分けないとデブリ取り出せない、溶けた核燃料と混じった金属の割合や硬さによって切断方法を変える必要がある、燃料デブリと見られる物体の情報は限られているためにどんな方法を採用するか検討も難しい、このようなことが記載をされている。加えて、圧力容器を支える台座の損傷も深刻であるというような報道もございました。今後大きな地震が来たときに本当には耐えられるのかというようなことも記事の中にはあった。

この調査結果について、もう一か月以上たっております。東電での分析、解析等も進んでいるというふうに思いますが、それらに対しましての現状の把握、どうなっているのか。あるいは、今段階での経産省としての御見解があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○湯本啓市 経済産業省原子力事故災害対処審議官 お答え申し上げます。

御指摘のありました東京電力福島第一原子力発電所一号機の原子炉格納容器の内部調査でございますが、東京電力におきまして昨年の二月から開始をし、同年五月に、圧力容器を支える土台、いわゆるペDESTALと申しておりますが、こちらの部位の開口部付近で損傷が確認されております。加えまして、御指摘のありました本年三月の再調査におきましても、こちらはペDESTALの内部の調査を行ったものですけれども、この内部の壁においても損傷が確認されております。

東京電力では、昨年時点で、調査結果を踏まえて、地震により大規模な損壊に至る可能性を確認しておりまして、その可能性は低いという一方で、万が一にも周辺に対して著しい放射線被曝のリスクがあるかという評価をいたしまして、その時点ではリスクを与えることはないと考えられるとの考察を原子力規制委員会に示しているところでございます。

その上で、東京電力では、今般の調査結果を踏まえまして改めて耐震評価を行うとともに、原子力規制委員会からも指示を受けておりまして、周辺環境に対するダストの影響、こちらをできる限り小さくする方策をただいま検討しているところでございます。

引き続き安全確保と情報提供に万全を期すよう、経済産業省としても東京電

力を指導してまいります。

また、デブリの取り出しにつきましては、ペDESTAL内底部全域にわたって高さ約一メートル未満の堆積物が今回確認されております。また、一部脱落した炉内構造物の状況も初めて確認されました。今後、この調査結果を踏まえまして、これまでに得られた知見も踏まえて、デブリの取り出しに向けた準備を進めていくこととなります。

いずれにせよ、引き続き安全かつ着実に廃炉作業を進めてまいります。

○鬼木誠 まだ全ての分析、解析が終わったわけではないというふうに思いますので、これから進んでいくであろう分析結果あるいは解析の結果等については十分踏まえていただきながら、デブリの取り出しに向けての経産省としての御努力というものを重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

そのデブリの取り出しについてでございますけれども、試験的取り出しの着工が二度にわたって延期をされた。現在は二〇二三年度後半目途の着工、これ二号機からですよ、という工程が示されているところでございますけれども、この着工に向けた現在の進捗状況等についてお伺いしたいと思います。

○湯本啓市 経済産業省原子力事故災害対処審議官 お答え申し上げます。

燃料デブリの取り出しにつきましては、ただいま御指摘ありましたとおり、まずは二号機におきまして試験的取り出し、こちらを行うこととしておりまして、二〇二三年度後半目途に着手をするという予定で現在作業を進めております。

具体的には、取り出しに使用しますロボットアームの開発を行ってきておりますが、一部、ロボットアームの開発中に出てまいりました課題、こちらの方をしっかりと対策を練っていくということで、現在、檜葉町にあります施設におきまして実証試験を継続中でございます。

また、内部調査行いました一号機については、二号機での試験的取り出し作業から得られた知見、あるいは今回の内部調査で得られた経験等踏まえまして、取り出しの対応方針を検討していくこととしております。

いずれにしましても、中長期ロードマップに基づきまして、二〇四一年から五一年までの廃止措置完了に向けまして、国も前面に立って着実に進めてまいります。

○鬼木誠 ありがとうございます。

四一年から五一年の終了ということでございますけれども、ただ、やっぱり今の状況でいくと、特に現地の方は全く先が見えないというふうに捉えていらっしゃるのではないかとこのように思っているんです。

中長期ロードマップについても何度か年次の見直し等されているというような状況でもございますし、そういう意味で、僕はいつも福島の問題、課題についてお話をさせていただくときに、復旧復興、そして再生の一番のポイントは除染

と廃炉だと思っているんですね。この除染と廃炉がある意味計画的にしっかり前に進んでいっているということが福島の皆さんに見えて初めて安心してというような状況になっていく、ああ、このとおりに進んでいくんだなというようなことが希望にもつながっていく。

残念ながら、今それがまだまだ先の話になっていて、果たしてそこに書き込まれている年次にしっかり終わっていくのかどうか、とりわけデブリについては極めて難しい状況にあるというふうになっている。もちろん早急に行うことが一番の希望なんです。ただ、現状が厳しいということであれば、しっかりと僕は、現状を報告をする、進捗状況を報告をする、そして、その報告によって、少し先になるということも含めて、県民の皆さんに、当該の皆さんに御理解をいただく、そのような努力も怠ってはならないというふうに思うんです。いや、やっていきますよ、ここまでには終わらせますよというのが、今、福島の皆さんからすると、単に希望を、政府が希望を言っているだけだというふうに受け止められているのではないかとというふうに懸念をします。希望ではなくて、覚悟と決意であったと、あってもいいんです。ただ、そのことがかなわなかったときにしっかり現状の報告をする、説明をする、そこを是非、重ねてではなりませんけども、お願いをしたいというふうに、経産省の方にはお願いをしたいというふうに思っています。

そのことを踏まえた上で、二三年度目途の着工というのがもう目の前に来ている状況でございます。ただ、先ほどお話があったロボットアームの開発の問題も含めまして、果たして、一号機、三号機のデブリ取り出しも含めて、今、中長期ロードマップで想定をされる終了年次までに本当に終わることができるのかという不安を福島の皆さんお持ちです。先ほど御回答いただきました一号機の内部状況についてもこれから分析、解析が進んでいく中で、より一層の困難さというものも明らかになるかもしれません。

そのような現状を踏まえて、ロードマップの見直しについて今どのように考えていらっしゃるのか。誠実に履行していくための僕は約束事だというふうに思っていますが、その点も踏まえまして、中長期ロードマップの考え方、見直しの必要性について是非お答えをいただきたいと思えます。

○西村康稔 経済産業大臣 ロードマップについての御質問でございます。

今御議論がございましたとおり、福島第一原発の廃炉、これは世界的にも前例がなく、技術的難易度も極めて高い取組であります。国が定めました中期、中長期のロードマップに基づいて取組が進められているところであります。特にこの燃料デブリの取り出しにつきましては、これまでの内部調査で得られた情報とか今後進める燃料デブリの試験的取り出しの経験なども踏まえ、柔軟に方向性を調整する、いわゆるステップ・バイ・ステップのアプローチで進めるという

ことにしております。

私も、このロボットアームの開発の現場も視察もさせていただきましたが、皆さん本当に必死な思いで進めておられています。着実にやっという真摯な取組が感じられたところではありますが、その上で、中長期のロードマップでは、二〇四一年から二〇五一年までの廃止措置完了を目標としているところでもありますけれども、現時点でこの目標を見直すことは考えておりません。引き続き、世界の英知を結集しながら、国も前面に立って地域の皆様への丁寧な説明を行いながら、安全かつ着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

御指摘のように、いろんな思いを地域の皆さん、地元の皆さんお持ちだと思いますので、できる限り丁寧に分かりやすい説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。是非よろしくお願い申し上げます。

大きな二つ目、人権デューデリジェンスについてお尋ねをしたいというふうに思います。これ、言いにくいので、人権DDと約させていただきます。

人権DDにつきましては、企業が取引先を含めた人権侵害というものを把握をする、そして予防策を講じる仕組みというふうに言われている、サプライチェーン全体での対応が求められているというふうになっています。経営リスクの抑制あるいは企業価値向上につながるということ、逆に、この人権DDの考え方あるいは人権への配慮がない企業の場合は、取引先や顧客を失うという可能性も出てくる。

資源が乏しく原材料等を輸入をし、加工、製造、輸出をする貿易立国である我が国では、この人権DDという言葉、考え方は極めて重要な課題だというふうに思っているところがございますけれども、まず、この人権DDに対しまして、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○西村康稔 経済産業大臣 サプライチェーンにおけますまさに人権尊重、この重要性が高まる中、我が国も支持いたしております国連のビジネスと人権に関する指導原則が示しておりますとおり、企業には人権を尊重する責任があります。また、企業がサプライチェーンも含めた人権尊重の取組をしっかりと行うことで、企業の経営リスクの低減及び企業価値向上を通じて、我が国企業の国際競争力強化にもつながるものというふうに認識をしております。

このため、政府では、昨年、責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン、いわゆる人権デューデリジェンスガイドライン、DDガイドラインですね、これを策定したところであります。さらに、そのガイドラインに加えて、先月、多くの中小企業を始め、これまで本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業がガイドラインに沿った取組を進めやすくするように、なるようにですね、詳細な解説や多くの事例を盛り込んだ企業実務者のための参照

資料も公表したところであります。

経産省においては、関係省庁とも連携しながら、各企業がガイドラインにのっとり、しっかり自社のサプライチェーンリスクを把握し、総点検してもらえるよう、このガイドラインの普及をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

まだ人権DDということ、考え方そのものがまだまだ新しい考え方でございますし、そのような中で経産省としてガイドラインを作っていただいているということ。ただ、ガイドラインの中身についてもいろいろ問題が指摘をされているところがございますので、そのことについては、また後の機会の中で御指摘をさせていただこうというふうに思います。

最後に、もう時間ないんですけれども、この人権DDも含めまして、人権擁護の考え方というのは、今まさに我が国のその姿勢が求められているというふうに思っています。広島サミット目前でございます。我が国の人権課題に対する姿勢示す好機だというふうにも考えておりますので、その点も含めまして、改めて、大臣としてのお考えありましたら、簡潔でいいので……（発言する者あり）では、最後にそのことを指摘をさせていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います、本当だ、なかった、思います。

ありがとうございました。